

# 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」の 届出について

令和7年2月12日に厚労省医政局より下記の通知が発出されました。

「ベースアップ評価料の届け」について明記されました

「ベースアップ評価料」を

令和 **7** 年 **2** 月 **1** 日 時点で 届出済

または

令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日 までに **届出見込み**

「対象施設」において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、  
業務の効率化や職員の処遇改善を図る

**令和6年度医療施設等経営強化緊急支援  
(無床歯科診療所 18 万円給付金)**

令和7年3月31日まで、まだまだ期間がございます

ベースアップ評価料（I）は以前とは比較できないほど

届出が非常に簡便になっております

ぜひ、届出を行い給付金の申請をお願いします

届出について不明な点がございましたら、地区検討委員までご相談下さい